

沼津市国民保護協議会傍聴要領

平成18年 5月29日制定

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 沼津市国民保護協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する場合は、会議の予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙をしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただくことがあります。
- (3) 傍聴者が、規定違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。